

## スクールロイヤーの他市の状況について

### 1. 導入に至る背景

学校でのいじめ、不登校、事故等の問題が多様化・深刻化しており、保護者からの強い要求やクレームが多く寄せられ、学校の教員や教育委員会が苦慮している。

また、保護者からの訴えが学校で収まらず、すぐに市教育委員会・県教育委員会・文部科学省、または市長等に及ぶことが多く、中には訴訟となるケースも増えている。

こうした状況の中で、教職員が不当な圧力等に毅然と対応できる体制の構築が急務である。

### 2. 業務内容

(1) 法的側面から予防教育の講師

・消費者教育、いじめやSNSの危険等に関する授業や講演、教職員の研修等

(2) 教育活動や学校事故に対する教職員からの相談等、学校からの法的相談

(3) 教育活動や学校事故、教育委員会の事業に対する、教育委員会からの法的相談

(4) 調査、研究等に対する検証、分析、助言等

### 3. 県及び近隣市配置の状況

| 県・市           | 人数           | 契約内容                                                                                                |
|---------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千葉県<br>(R1～)  | 各教育事務所に複数名登録 | 相談事業、研修事業、児童生徒への講演会。対面相談は弁護士事務所での相談。                                                                |
| 千葉市<br>(H26～) | 4名           | 学校だけでは解決困難な事案について、法的な見地から助言を行う。弁護士事務所での対面面談については、弁護士事務所と協議の上日程を決定して行う。                              |
| 松戸市<br>(H25～) | 1名           | 学校、委員会の諸問題に関する相談を受け、法的な助言をもらう。教育委員会からメールでの相談、弁護士事務所での面会及び電話での相談。                                    |
| 市川市<br>(H23～) | 3名           | 学校、委員会の諸問題に関する相談を受け、法的な助言をもらう。対面で相談。学校諸問題対応対策委員会の問題対策委員の一員で弁護士がいる。                                  |
| 浦安市<br>(H25～) | 1名           | 学校、委員会の諸問題に関する相談を受け、法的な助言をもらう。担当課でとりまとめ、電話、電子メール又は文書等により依頼し、市役所又は法律事務所での直接相談、電話、電子メール又は文書により回答を受ける。 |
| 流山市<br>(R1～)  | 1名           | 特定任期付職員（任期2年）。終了後、1年ごとに更新し最長5年まで勤務できる。週5日勤務。市役所や学校で教職員の相談に乗る。（選考案内より）                               |

### 4. 県スクールロイヤーの活用事例

県内15件

〔活用した学校の感想〕

- ・法的側面から助言を受けることで、毅然と対応ができる準備ができた。
- ・事案に直面した際、速やかに相談すればより高い効果が得られる。